

深夜乗合タクシーの運行について

(株式会社桔梗ハイヤー)

1 経過

- 平成16年(2004年)12月 旧道路運送法の特例許可により運行開始
- 平成18年(2006年)10月 継続運行の申請に伴い、函館市から北海道運輸局に対し同意書を提出
- 平成21年(2009年)5月 函館市生活交通協議会において協議
- 平成29年(2017年)3月 函館市生活交通協議会において経路変更を承認
- 平成31年(2019年)3月 函館市生活交通協議会において運行本数変更を承認
- 令和4年(2022年)2月 コロナ禍による利用激減のため、函館運輸支局へ一般乗合旅客自動車運送事業運行計画変更届出書(運行本数の減、平日10便・休日6便→全日2便)を提出
- 令和4年(2022年)6月 需要の一部回復のため、函館運輸支局へ一般乗合旅客自動車運送事業運行計画変更届出書(運行本数の増、全日2便→平日6便・休日2便)を提出

2 協議について

本件乗合タクシーは、路線を定めず、旅客の需要に応じた運行を行う「区域運行」に分類されるが、その運行にあたっては、地域公共交通会議等において、地域交通のネットワークを構築する観点から路線定期運行との整合性がとられているものとして協議が調っていることが許可(道路運送法第4条第1項)の前提とされており、このたび、当該事業を実施する株式会社桔梗ハイヤーから、運行内容を一部変更したいとの申し出があったことから、総会において協議を行うものである。

3 事業概要

■ 運行の概要(運行系統図、時刻表 別添)

- ・ 運行車両 ジャンボタクシー1台(9人乗り)、タクシー26台
※ 運行車両はタクシー事業と併用
- ・ 運行本数 **【変更】**
 変更前 : 月曜日から土曜日 1日6便(21:10~23:40間, 30分間隔で運行)
 日曜日および休祝日 1日2便(21:10~21:40間, 30分間隔で運行)
 変更後 : 月曜日から土曜日 1日5便(21:10~ 1:10間, 60分間隔で運行)
 日曜日および休祝日 1日3便(21:10~23:10間, 60分間隔で運行)
- ・ 運休日 変更前: 12月31日
 変更後: 12月31日, 1月1日 **【変更】**
- ・ 運行系統 函館駅前バス停(フォーポイントバイシェラトン函館前) → 松風町バス停(プレイガイド前) → 中央病院前バス停(ラーメン昇龍前) → 五稜郭バス停 → 石川, 北美原, 桔梗, 七飯方面

■ 運行地区・料金（乳児は無料）

変更前：

	区域	料金(円/人)	
		大人	子供
A	北美原・石川・桔梗	700	500
B	七飯町 大川・中野	800	600
C	七飯町 大中山・中島	900	700

	区域	料金(円/人)	
		大人	子供
D	七飯町 本町・緑町・鳴川	1,000	800
E	七飯町 桜町・上藤城・飯田町	1,100	900
F	七飯町 藤城・峠下	1,200	1,000

変更後：

	区域	料金(円/人)
A	北美原・石川・桔梗	1,000
B	七飯町 大川・中野	1,200
C	七飯町 大中山・中島	1,400

	区域	料金(円/人)
D	七飯町 本町・緑町・鳴川	1,600

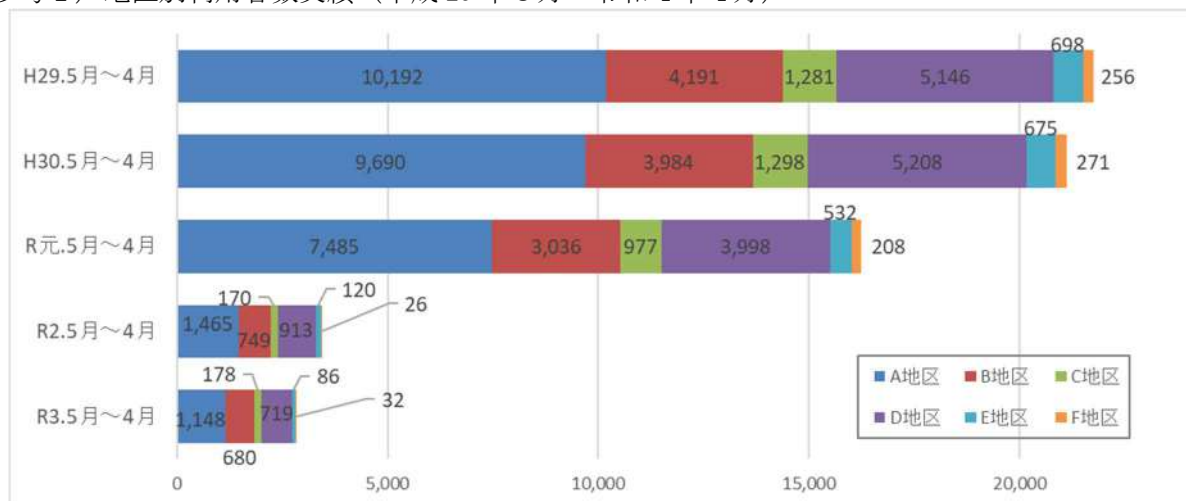
【変更】

■ 変更理由

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて利用が減少していることから、令和4年2月3日および6月15日付け函館運輸支局届け出により一時的に減便・運行時間短縮を行っていた運行内容について、一部運行間隔を調整しつつ深夜運行便を再開するとともに、運行区域のうち、極めて利用の少ないEおよびF区域について、廃止することとしたい。

また、運賃についても、運行開始当初は4人/台程度の乗合率を見込み、当該区間走行にかかる通常のタクシー運賃を4人で除した金額を基に定めていたが、これまでの実績では平均乗合率が約3人と当初の見込みを下回っており、近年の原油価格等の高騰の影響もあって、現行運賃の維持が困難であることから、運賃の改定を行いたい。

(参考1) 地区別利用者数実績（平成29年5月～令和4年4月）



(参考2) 1台あたり平均乗合率実績 (平成29年5月～令和4年4月)

	利用人数	台数	1台あたり人数
平成29年5月～平成30年4月	21,764	6,833	3.2
平成30年5月～令和元年4月	21,126	6,317	3.3
令和元年5月～令和2年4月	16,236	4,811	3.4
令和2年5月～令和3年4月	3,443	1,854	1.9
令和3年5月～令和4年4月	2,843	1,482	1.9
合計	65,412	21,297	3.1

4 承認条件

- ・ 当該事業に係る運行時間帯については、一般乗合バスが運行していない夜間の時間帯に限ることとし、変更を要する場合は、事前に協議会で協議を行うこと。
- ・ 当該事業に使用する車両については、タクシー事業と併用を認める。

5 関係法令 (抜粋)

【道路運送法】

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準】

(平成13年12月26日付け 北海道運輸局公示第44号(平成28年12月20日一部改正))

1 許可 (道路運送法 (以下「法」という。) 第4条第1項)

(1) 運行の態様の定義

①, ② 略

③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

(2) 事業の適切性

①, ② 略

③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの (地域公共交通会議又は道路運送法施行規則 (昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。) 第9条第2項に規定する協議会 (以下「地域公共交通会議等」という。) で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。) であること。

運行時刻表 新旧対照表

○月曜日から土曜日

旧

便	函館駅前 バス停	松風町 バス停	中央病院 バス停	五稜郭 バス停
1便	21:10	21:12	21:18	21:20
2便	21:40	21:42	21:48	21:50
3便	22:10	22:12	22:18	22:20
4便	22:40	22:42	22:48	22:50
5便	23:10	23:12	23:18	23:20
6便	23:40	23:42	23:48	23:50

12月31日は運休

新

便	函館駅前 バス停	松風町 バス停	中央病院 バス停	五稜郭 バス停
1便	21:10	21:12	21:18	21:20
2便	22:10	22:12	22:18	22:20
3便	23:10	23:12	23:18	23:20
4便	0:10	0:12	0:18	0:20
5便	1:10	1:12	1:18	1:20

1月1日、12月31日は運休

○日曜日および休祝日

旧

便	函館駅前 バス停	松風町 バス停	中央病院 バス停	五稜郭 バス停
1便	21:10	21:12	21:18	21:20
2便	21:40	21:42	21:48	21:50

12月31日は運休

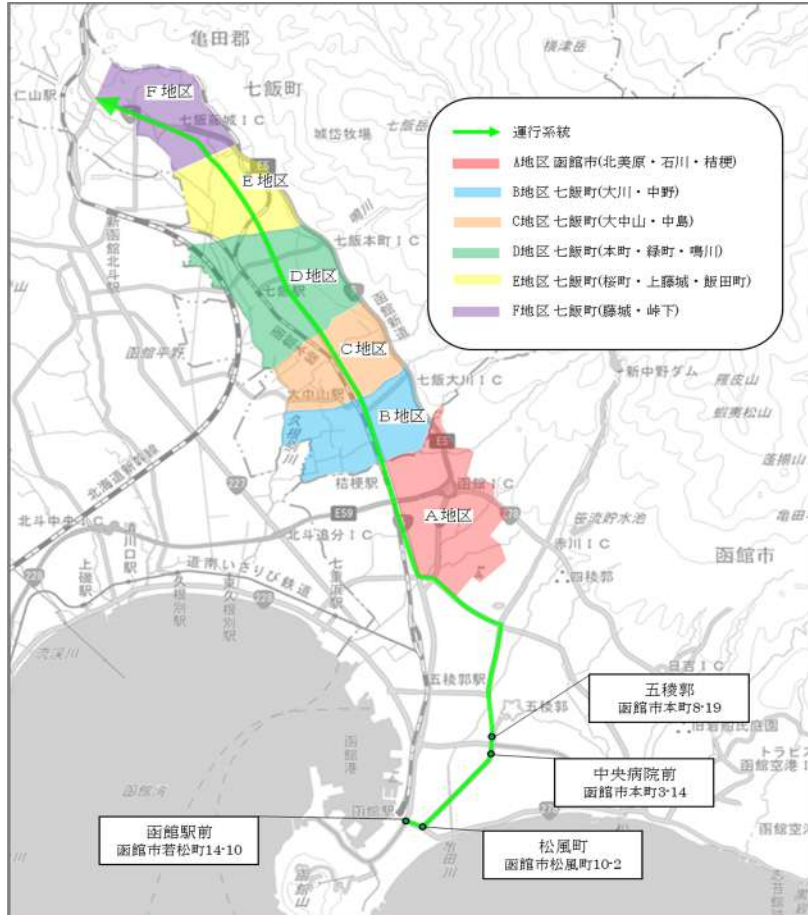
新

便	函館駅前 バス停	松風町 バス停	中央病院 バス停	五稜郭 バス停
1便	21:10	21:12	21:18	21:20
2便	22:10	22:12	22:18	22:20
3便	23:10	23:12	23:18	23:20

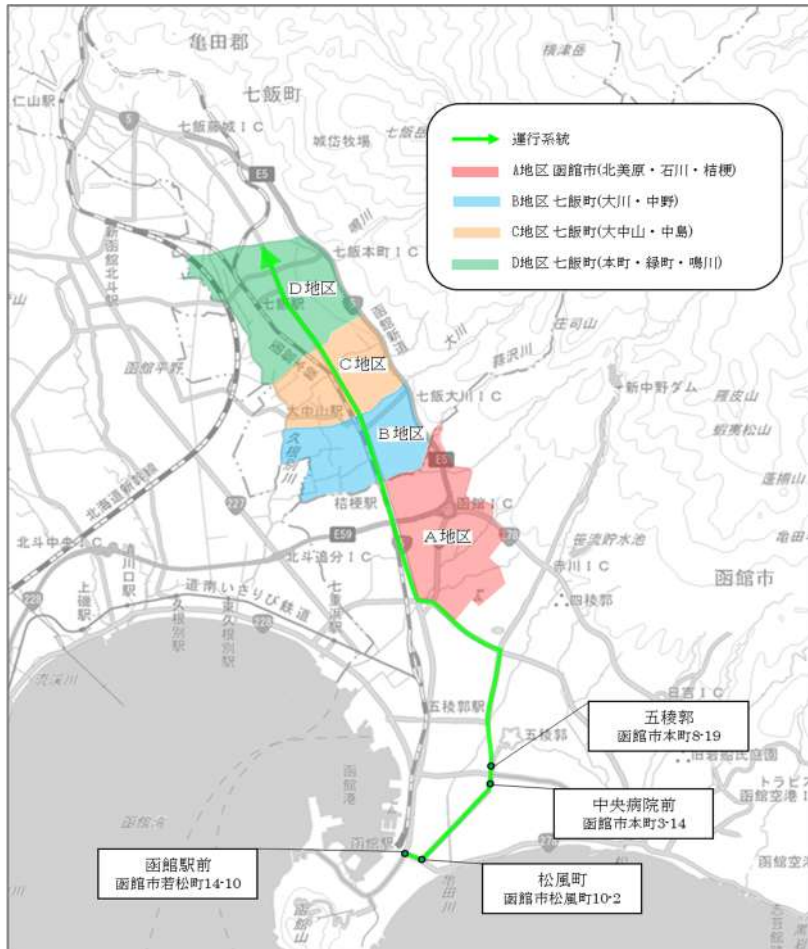
1月1日、12月31日は運休

運行系統図 新旧対照

【変更前】



【変更後】



※図は主な運行地区を示すもので、実際の運行は住居表示を優先する。